

後見制度支援信託制度の紹介

2012年2月8日

● 後見制度支援信託制度の紹介

1 今日の後見制度支援信託という制度を紹介します。この制度は、後見される人の財産の大半を信託銀行に預け、日常生活などに使うお金を預貯金として後見人が管理するもので、今月から最高裁が導入した制度です。

2 加齢や病気等が原因で判断力を十分に有しない人のため、裁判所が援助者を選任し、財産等の管理を行わせるという成年後見の制度は、制度の浸透と高齢化の影響で年々利用者が増え、今では全国で14万5千人が使っています。ところが近年、この制度を悪用し、本人に代わり、財産の管理や介護保険などの契約をする後見人が、その立場を悪用して財産着服などをするケースが多発していました。最高裁の調べでは、昨年6月までの約1年間で、後見人になった親族による財産の着服が少なくとも239件、総額26億3千万円にのぼっているそうです。そこで、不正防止のため、後見人が家庭裁判所の審査を経た上で必要額を信託銀行から引き出すという後見制度支援信託が導入されることになったのです。

3 この制度の導入により、裁判所の指示書（許可）に基づいて信託銀行が被後見人の財産を管理することとなるため、財産の安全・確実な保護が期待できるようになります。

また、他人の財産を短期・長期的視点を持って管理するというのは、本来相当に難しい仕事ですが（私たち弁護士も成年後見人に選任されますが、後見される人の財産、生活環境等は千差万別ですから、管理は決して簡単なものではありません。）、信託の利用により、家族が後見人になる場合などは、こういった財産管理の面での後見人の負担の軽減も期待されます。

4 このような期待がある一方で、信託制度には、柔軟性がないというデメリットもあります。財産は信託銀行に預けられており、引き出すには裁判所の審査がいるわけですから、後見される人の生活の変化や意思に応じた柔軟な財産管理が困難になってしまいますのです。

5 制度は始まったばかりですから、その評価はまだできません。これから色々な事例がでてきて初めて見えてくる面もたくさんあると思います。私たち弁護士も、後見人を務める立場にあり、後見制度支援制度も近い位置で感じられるので、何か気づいたことがあればまた報告したいと思っています。